

議事日程(第20号)

令和3年11月30日(火)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 代表質問
- 第3 第144号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- 第4 第145号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 第5 第146号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第6 第147号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

議事の順序(第2日)

令和3年11月30日(火)午前10時開会

1 開議の宣告

2 会議録署名議員指名

3 代表質問

4 議題の宣告

自 日程第 3 第144号議案
至 日程第 6 第147号議案 4件

(1) 委員長報告

(1) 総務委員長
(2) 市民文教委員長

(2) 委員長報告に対する質疑

(3) 討論

(4) 採決

(1) 日程第3 第144号議案 2件……簡易採決
日程第4 第145号議案

(2) 日程第5 第146号議案 1件……起立採決
日程第6 第147号議案 1件……簡易採決

5 散会の宣告

議 事 日 程 (第 21 号)

令和3年12月1日(水)午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和3年12月1日(水)午前10時開会

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第 22 号)

令和3年12月2日(木)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 148 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 4 第 149 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 第 150 号議案 令和3年度浜松市一般会計補正予算(第6号)

議 事 の 順 序 (第 4 日)

令和3年12月2日(木)午前10時開会

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 自 日程第 3 第 148 号議案
 - 至 日程第 5 第 150 号議案3件
- (1) 説 明
- (2) 質 疑
- (3) 総務委員会及び厚生保健委員会並びに市民文教委員会付託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

令和3年12月2日付託

令和3年第4回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

第 148 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

厚生保健委員会

第 150 号議案 令和3年度浜松市一般会計補正予算（第6号）

市民文教委員会

第 149 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

請願文書表

〔令和3年11月15日
第4回市議会定例会〕

受理番号	請願第2号
受理年月日	令和3年10月27日
件名	適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める請願
請願の要旨	・国に対し「適格請求書等（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」を提出すること。
紹介議員	落合勝二、酒井豊実、小黒啓子、北島定
請願者の住所、氏名	浜松市中区 [REDACTED] 浜松民主商工会会長 足田朋広 浜松市浜北区 [REDACTED] 浜北民主商工会会長 竹内雄隆 浜松市天竜区 [REDACTED] 天竜民主商工会会長 鈴木義昭
付託委員会	議会運営委員会

令和 3年10月27日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

請願者

静岡県浜松市中区 [REDACTED]

浜松民主商工会会長 犀田 朋



静岡県浜松市 [REDACTED]

浜北民主商工会会長 竹内 雄



静岡県浜松市天竜区 [REDACTED]

天竜民主商工会会長 鈴木 義昭



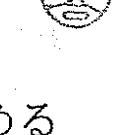
北島 定

小黒 啓子



酒井 豊実

落合 勝二



適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める 意見書提出を求める請願

一、請願要旨

国に対し「適格請求書等（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」を提出してください。

一、理由

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた準備が進められています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めかねません。

また、コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイスに対応できる状況ではありません。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、貴議会において、国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」提出を採択していただくようお願いいたします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、国内での第一例が確認されてからすでに1年半以上が経過した今もなお猛威を振るい、経済活動の人為的抑制の繰り返しが新規感染者数を抑える手段の一つとなっている。個人消費支出の下落や時短・自粛営業を余儀なくされている中小企業・自営業者はかつてない打撃を受け、地域経済は回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、現在500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入や経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは、元請下請間の力関係や薄利多売の大型量販店に対抗するうえで非常に困難な状況である。このままではインボイス制度導入を機に中小企業・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を避けたり、これまでの商取引上の付き合いを優先したりで免税事業者に留まる中小企業・小規模事業者の成長意欲の低下を招き、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

よって政府および国会に対しインボイス制度の実施中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

浜松市議会議長 和久田 哲男

(あて先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣

管理不全土地等の民法特例規定の創設及び
小規模農地取得要件緩和を求める意見書（案）

所有者による土地・建物の管理が適切に行われず、近隣住民等に悪影響を及ぼす管理不全状態の土地・建物については、物権的請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権等による権利行使によって一定の対応がなされてきた。しかし、このような管理不全な土地・建物については、所有者に代わる管理人を選任し管理する制度が存在しないため、困難を伴うなどの問題があった。そこで「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）が成立し、管理不全な土地・建物が他人の権利または法律上保護される利益が侵害されるおそれがある場合において、必要があるときは、裁判所は利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を選任し、管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地管理制度及び管理不全建物管理制度が創設された。しかし、自治体の長には管理不全な土地・建物管理命令の請求権は与えられていないという課題がある。

また、農地は農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源かつ地域における貴重な資源であることから、権利移転や権利設定については農地法の権利移動制限があり、基本的に農業委員会の許可が必要となる。例外として、相続や包括遺贈、相続人に対する特定遺贈による権利移動等については農業委員会の許可は不要であるものの、相続人以外への特定遺贈による権利移動等については農業委員会の許可が必要であり、特に小規模農地は農地法による農業委員会が定める別段の面積要件を満たせないことから、権利移動等ができず、適正な農地の管理ができない状況が発生している。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 管理不全な土地・建物により他人の権利または法律上保護される利益が侵害される場合、自治体の長に、管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令の請求権を与える民法の特例規定を設けること。
- 2 農地を相続人以外に対して特定遺贈する場合、農業委員会が定める別段の面積要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方税法下における税務データ有効活用に関する意見書（案）

令和3年9月1日、政府はデジタル庁を創設し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、デジタル社会推進会議を組織した。そして、本年12月中の「新重点計画」策定に向け、有識者や地方6団体などからの意見聴取を行うこととしている。

また、デジタル庁としてのビジョンには“ガバメント・アズ・ア・サービス”と“ガバメント・アズ・ア・スタートアップ”的2つの「G a a S」が掲げられ、政府として「ユーザー体験価値を最大化するサービス提供」と「大胆かつスピーディーに社会全体のデジタル改革を主導」していくことがうたわれた。

このような中、住民基本台帳など自治体が保有する個人情報の利活用が重要になってくるが、こと市民税など税務情報に関しては、個人情報保護法や個人情報保護条例に加え、地方税法第22条でさらに厳格に管理されている。ここでは「秘密漏えいに関する罪」が規定されており、自治体の徴税事務従事者に対し「事務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」との厳しい罰則がある。

このため、同じ自治体での税務情報の利用についても、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無などを慎重に検討した上で可能とはいうものの、緊急時に限定しても現状の行政対応の速度感に照らして実質困難な状況にある。結果的には平成27年施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」など、法令で定められた一部の業務でしか活用できていないのが実情となっており、本市事業においても、個人事業主向けの文書発出事業に税務情報が利用できず、電話帳発行会社から事業者データを購入して対応せざるを得なかつた事例もあった。

このような状況は、政府及びデジタル庁の目指すデジタル社会の実現にはほど遠く、データ活用の観点から地方税法の在り方も変化させていくことが必要と考える。

よって、国においては、自治体のデータ活用の観点で、地方税法第22条に自治体による利用を規定し、税務データの有効活用を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

創造浜松修正

国における意見書に対する取扱いの改善と積極的な活用を求める意見書（案）

地方自治法第99条に基づいて地方議会が国会または関係行政庁に提出する意見書については、それぞれの地域で抱える課題を解決すべく、住民の意見を反映し、各議会で議論してまとめた上で提出されている。意見書の取りまとめに当たっては、議会内で十分な協議・調整が行われ、意見を集約するために格段の努力がなされ、議決して提出されているにもかかわらず、その意見書の内容がどう処理されているのかは地方議会として知るすべがなく、形骸化しているのではないかとの意見も多く聞かれる。

住民に一番近く、直接向き合っている地方議会の役割と責任はますます大きなものになっており、住民を代表する地方議会が意見書により提出した民意が国政に反映されることとは、地方議会の立場の向上にもつながるものであるが、意見書に対しては受理した関係行政庁等の処理について何ら規定がされておらず、その対応については全く報告や回答がなされていないのが現状である。

よって、国においては、地方議会で取りまとめられ提出された意見書について、国会審議においても、その内容を調査・分析するなど、国の政策立案に活用するとともに、意見書の取扱状況も踏まえた結果の公表を含め積極的に活用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。